

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局人権室施策・統括担当 (06-6208-7353)
処分担当名	市民局人権室施策・統括担当(指定管理者)
処分の名称	大阪市立人権文化センターの附属設備使用許可
概要	人権文化センター附属設備の使用については、指定管理者の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立人権文化センター条例第11条(昭和45年3月31日条例第18号)
審査基準	<p>附属設備使用者は、次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1) 大阪市立人権文化センター条例第6条による使用許可を受けているか、又は受けられること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「附属設備」は人権文化センターを利用することを前提に設置されているものです。 <p>(2) 附属設備を損傷するおそれがないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な取扱いにより附属設備を損傷するおそれがある場合 <p>(3) 管理上支障がないと認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「管理上の支障」とは、設備の維持・補修、使用者間の利用調整など設備の管理上の支障をいいます。 ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の申請者の利用があるため調整の結果として利用ができない場合 ・その他管理上支障がある場合 <p>(4) 人権文化センターが事業等に使用することを予定していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権文化センターでは、人権尊重社会の実現に寄与するための各種事業等に関わり施設の設備等を使用しますので、事業等に使用の予定がないことをいいます。 <p>(5) その他不適当と認められる事由がないこと</p> <p>上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合があります。</p>
標準処理期間	1日以内
経由日数	
提出先	利用を予定している大阪市立人権文化センター
提出時期	附属設備利用期日の3月前から当日まで
提出方法	大阪市立人権文化センター使用申込書を、利用を予定している大阪市立人権文化センターへ提出してください。
手数料	無料
相談窓口	利用を予定している大阪市立人権文化センター
ホームページ	
備考	